

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡村渥子の上告趣意のうち憲法一四條違反を主張する点は、他の共犯者が起訴されず、あるいは軽く処罰され、被告人だけが重く処罰されたとしても憲法一四條に違反するものではないことは当裁判所大法廷判決（昭和二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日宣告、刑集二卷一―号一二七五頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五條の上告理由にあたらぬ。

また、記録を調べても、同法四一―條を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八條により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四三年六月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美